

建設工事における発注者別評価の見直しについて

1 発注者別評価（個人住民税特別徴収実施）の加点措置を廃止

これまで、地域区分が市内である建設業者が、長崎市において個人住民税の特別徴収を実施している場合には、発注者別評価点に5点を加点する取り扱いとしましたが、当該取り扱いを廃止します。

なお、廃止に伴う事業者の手続きは、必要ありません。

2 実施時期

令和3年4月から

長崎市理財部契約検査課総務係

電話（095）829-1160（直通）